

変更後 (令和7年度版)		変更前 (令和6年度版)																																																					
P1	<p>I. 中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要</p> <p>(略)</p>	P1	<p>I. 中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要</p> <p>(略)</p>																																																				
P2	<p>1. 事前相談</p> <p>内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という。）は、地方支分部局を含めた関係府省庁との緊密な連携の下、一元的な窓口としての役割を担っています。基本計画を実際に作成するか否かは別として、中心市街地活性化制度の概要説明も含め、事前の相談を広く受け付けていますので、ご活用ください。</p> <p>相談に当たっては、<u>事務局ホームページ内のメール相談や電話をご活用ください。</u></p> <p>【メール相談】 内閣府地方創生推進事務局ホームページ https://www.form.cao.go.jp/chiiki/opinion-0160.html</p> <p>【電話相談】 内閣府地方創生推進事務局 (中心市街地活性化担当：電話 03-5510-2338)</p> <p>【参考】 <u>中心市街地活性化基本計画に関するQ&A集</u> https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/pdf/R7.3_QA.pdf</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>基本計画策定の準備を具体的に進める自治体においては、各種調整、手続及び基本計画作成期間を勘案のうえ、なるべく早めにご相談ください。</p> <p>また、その際、あらかじめ計画の方針・目標・目標指標の考え方を整理していただくとともに、基本方針の第4章から第8章の事業等のうち、活性化を実現するために重要となる事業等を想定していただければ、より効率的な調整が可能となります。</p> <p><u>なお、事業の検討に際しては「中心市街地活性化促進プログラム」、「中心市街地活性化の取組・支援措置活用事例集」(https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html#program)もご活用ください。</u></p> </div> <p>【参考：認定までの概略スケジュール（年度末までの認定の場合）】 <認定を目指す<u>年度</u>の前年度> 地域ニーズの把握、地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置、必要に応じた都道府県との調整、内閣府や地方支分部局への事前相談等を<u>適宜行ってください。また、以下の日程で事務局からの案内を予定しています。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定希望にかかる意向調査 (意向のあった自治体に対して計画概要・原案書等の様式送付)</td> <td></td> <td></td> <td>★</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画概要・原案書等の作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="9" style="text-align: right;">→</td> </tr> <tr> <td>計画概要・原案書等の提出</td> <td></td> <td>★</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	認定希望にかかる意向調査 (意向のあった自治体に対して計画概要・原案書等の様式送付)			★										計画概要・原案書等の作成				→									計画概要・原案書等の提出												★	P2	<p>1. 事前相談</p> <p>内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という。）は、地方支分部局を含めた関係府省庁との緊密な連携の下、一元的な窓口としての役割を担っています。基本計画を実際に作成するか否かは別として、中心市街地活性化制度の概要説明も含め、事前の相談を広く受け付けていますので、ご活用ください。</p> <p>相談に当たっては、<u>内閣府地方創生推進事務局ホームページ内のメール相談や電話をご活用ください。</u></p> <p>【メール相談】 内閣府地方創生推進事務局ホームページ https://www.form.cao.go.jp/chiiki/opinion-0160.html</p> <p>【電話相談】 内閣府地方創生推進事務局 (中心市街地活性化担当：電話 03-5510-2338)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>基本計画策定の準備を具体的に進める自治体においては、各種調整、手続及び基本計画作成期間を勘案のうえ、なるべく早めにご相談ください。</p> <p>また、その際、あらかじめ計画の方針・目標・目標指標の考え方を整理していただくとともに、基本方針の第4章から第8章の事業等のうち、活性化を実現するために重要となる事業等を想定していただければ、より効率的な調整が可能となります。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div> <p>【参考：認定までの概略スケジュール（年度末までの認定の場合）】 <認定を目指す_____前年度> 地域ニーズの把握、地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置、必要に応じた都道府県との調整、内閣府や地方支分部局への事前相談等_____</p> <p><u>(追加)</u></p>
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																											
認定希望にかかる意向調査 (意向のあった自治体に対して計画概要・原案書等の様式送付)			★																																																				
計画概要・原案書等の作成				→																																																			
計画概要・原案書等の提出												★																																											

※事務局との調整と同時に、本マニュアル「V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等 2. 認定と連携した支援措置等」における、「(1)法に定める特別の措置」及び「(2)認定と連携した支援措置」を活用する場合には、支援措置を受ける関係府省庁との事前調整が必要です。3月に提出の原案書には、事業ごとに調整状況を記載します。

<認定を目指す年度>

(削除)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本計画内容の調整、国の支援措置について関係行政機関と調整	→											
事前ヒアリング	→											
基本計画素案の提出					★							
ヒアリング						→						
基本計画案の提出（完成）								★				
関係行政機関の長の事前同意手続									→			
基本計画の認定申請										★		
関係行政機関の長の同意手続											→	
基本計画の認定												★

※上記以外に個別相談は随時対応いたします。

※本マニュアル「V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等 2. 認定と連携した支援措置等」における、「(1)法に定める特別の措置」及び「(2)認定と連携した支援措置」を活用する場合には、11月の基本計画案の提出（完成）時までには、支援措置を受ける関係府省庁との事前調整を終わらせておく必要があります。

P3 2. ～ 8. (略)

P9 II. 基本計画の認定基準 (略)

<認定を目指す年度>

5月～6月	事務局でのヒアリング	左記以外に個別の相談については、随時対応いたします。
7月～11月	基本計画内容の調整 国の支援措置について関係府省庁と調整	
9月～10月	事務局による現地調査	
11月中	基本計画案の完成	
12月～1月	基本計画の認定申請 関係行政機関の長の同意手続	
年度末まで	基本計画の認定	

※認定は年度末を基本としますが、市町村の個別事情に応じた調整も可能です。

(追加)

P3 2. ～ 8. (略)

P9 II. 基本計画の認定基準 (略)

<p>P13 Ⅲ. 基本計画の作成要領</p> <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 2. 中心市街地の位置及び区域 3. 中心市街地の活性化の目標 ◇ <u>4から8までに掲げる事業一覧</u> 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項 ◇ <u>4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所</u> 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 11. その他中心市街地の活性化に資する事項 <p>【参考資料】</p>	<p>P12 Ⅲ. 基本計画の作成要領</p> <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 2. 中心市街地の位置及び区域 3. 中心市街地の活性化の目標 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 11. その他中心市街地の活性化に資する事項 <p>【参考資料】</p>
<p>P13 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>(略)</p> <p>(1)これまでの中心市街地活性化に関する取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画等）の検証</p> <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (略) ②事業等の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・各事業等の着手・完了状況 ・計画期間内に変更した事業等 ・未着手又は未完了の事業等に関する要因分析 ・ <u>法に定める特別の措置及び認定と連携した特例措置を活用した継続事業の成果や今後の課題</u> ・ <u>※第4章から第8章に記載している法に定める特別の措置及び認定と連携した特例措置を活用した事業について、直近の認定基本計画から新たな基本計画に継続して実施する場合のみ記載（成果はできる限り定量的に記載）</u> ③・④ (略) <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>P13 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>(略)</p> <p>(1)これまでの中心市街地活性化に関する取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画等）の検証</p> <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (略) ②事業等の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・各事業等の着手・完了状況 ・計画期間内に変更した事業等 ・未着手又は未完了の事業等に関する要因分析 <hr/> <hr/> <hr/> <p>③・④ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>
<p>P15 2. 中心市街地の位置及び区域</p>	<p>P14 2. 中心市街地の位置及び区域</p>

<p>(略)</p> <p>(1)位置 (略)</p> <p>(2)区域</p> <p>(a)区域設定の考え方</p> <p>人口減少、少子高齢化、環境負荷低減等の諸課題に対応してコンパクトシティの実現を図りつつ、まち全体の活性化につながるような中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するためには、中心市街地の区域を適切に設定しなければなりません。</p> <p>基本計画に中心市街地の位置及び区域を定めるに当たっては、都市全体の構造を見渡し、商業、業務、居住、福祉等の都市機能の集積状況等を踏まえ、歩いて暮らせる範囲を勘案し、限られた政策資源の重点化を図るにふさわしい区域を設定することが必要です。</p> <p>更に、中心市街地の区域が都市計画法上の用途地域において、市街地の核となる商業地域が居住等の都市機能地域と整合が図られているか、土地利用計画の観点からも配慮することが必要です。</p> <p>なお、区域の設定に当たっては、市町村マスタープランと適合することが求められていることを踏まえ、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画（当該計画が作成されると市町村マスタープランの一部とみなされる。）が作成されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければなりません。<u>都市機能誘導区域と整合性が図れていない区域がある場合には理由を記載してください。</u></p> <p>区域設定は、市町村の区域内の町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、対象となる土地の範囲を明確に特定するとともに、その設定の考え方についても記載してください。</p> <p>また、それぞれの位置図・区域図（<u>立地適正化計画を作成している場合は、当該計画に基づく区域図を含む</u>）については、地図を活用して明らかにすることが必要です。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(3)中心市街地の要件に適合していることの説明 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1)位置 (略)</p> <p>(2)区域</p> <p>(a)区域設定の考え方</p> <p>人口減少、少子高齢化、環境負荷低減等の諸課題に対応してコンパクトシティの実現を図りつつ、まち全体の活性化につながるような中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するためには、中心市街地の区域を適切に設定しなければなりません。</p> <p>基本計画に中心市街地の位置及び区域を定めるに当たっては、都市全体の構造を見渡し、商業、業務、居住、福祉等の都市機能の集積状況等を踏まえ、歩いて暮らせる範囲を勘案し、限られた政策資源の重点化を図るにふさわしい区域を設定することが必要です。</p> <p>更に、中心市街地の区域が都市計画法上の用途地域において、市街地の核となる商業地域が居住等の都市機能地域と整合が図られているか、土地利用計画の観点からも配慮することが必要です。</p> <p>なお、区域の設定に当たっては、市町村マスタープランと適合することが求められていることを踏まえ、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画（当該計画が作成されると市町村マスタープランの一部とみなされる。）が作成されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければなりません。_____</p> <p>_____</p> <p>区域設定は、市町村の区域内の町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、対象となる土地の範囲を明確に特定するとともに、その設定の考え方についても記載してください。</p> <p>また、それぞれの位置図・区域図_____</p> <p>_____については、地図を活用して明らかにすることが必要です。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(3)中心市街地の要件に適合していることの説明 (略)</p>				
<p>P18 3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)目標指標の設定の考え方</p> <p>(a)定量的な目標指標の設定</p> <p>(略)</p> <p><目的に応じた目標指標の設定例></p> <table border="1" data-bbox="296 1806 1335 1911"> <tr> <td>○にぎわいの創出</td> </tr> <tr> <td>_____ 来街者の平均滞留時間、歩行者通行量、観光客数、<u>宿泊客数</u>、公共公益施設利用者</td> </tr> </table>	○にぎわいの創出	_____ 来街者の平均滞留時間、歩行者通行量、観光客数、 <u>宿泊客数</u> 、公共公益施設利用者	<p>P18 3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)目標指標の設定の考え方</p> <p>(a)定量的な目標指標の設定</p> <p>(略)</p> <p><目的に応じた目標指標の設定例></p> <table border="1" data-bbox="1691 1806 2730 1911"> <tr> <td>○にぎわいの創出</td> </tr> <tr> <td>_____ 歩行者通行量、観光客数、_____ 公共公益施設利用者</td> </tr> </table>	○にぎわいの創出	_____ 歩行者通行量、観光客数、_____ 公共公益施設利用者
○にぎわいの創出					
_____ 来街者の平均滞留時間、歩行者通行量、観光客数、 <u>宿泊客数</u> 、公共公益施設利用者					
○にぎわいの創出					
_____ 歩行者通行量、観光客数、_____ 公共公益施設利用者					

数、 <u>イベント参加者数</u>	等
○街なか居住の推進	
居住人口の社会増加数、市町村全体に占める中心市街地の居住人口の割合、居住人口、 <u>年代別の居住人口、居住満足度</u>	等
○経済活力の向上	
新規出店数、空き店舗数・率、小売販売額・サービス売上高、事業所数、従業者数、 <u>新規起業者数、新規雇用者数</u>	等
○公共交通の利便の増進	
バス等の利用者数、 <u>移動にかかる満足度</u>	等

※いずれの目標指標も中心市街地に範囲を限定して測定する必要があります。

(b)目標値の設定

基本計画の事業等の実施が全体として中心市街地の活性化の実現に寄与するものであり、後述の4.～8.の各事業等の効果との整合性を踏まえながら、目標値を合理的な手法で算定してください。

なお、合理的な手法の例として、各事業効果値の積み上げによる設定方式と、トレンド等による積み上げに基づかない設定方式が考えられます。

積み上げによる設定方式は、空き店舗数や空き店舗率、新規出店数等といった比較的数値の小さい指標に有効と考えられ、また、積み上げに基づかない設定方式は複合的な要因に起因する歩行者通行量、居住人口、公共施設利用者数等といった比較的数値の大きい指標に有効と考えられます。

あくまでも、上記の2つの設定方式は一例であって、各市町村独自のその他の設定方式を妨げるものではありません。

基本計画に記載する事業は、目標指標のいずれか一つ以上に対して、直接的又は間接的に効果が見込まれるものとなります。各事業と目標指標の関連性は、各目標値の設定において記載するとともに、「様式第4 ◇4から8までに掲げる事業一覧」にも併せて記載してください。

また、直近の認定基本計画からの継続事業を記載する場合には、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 (1)②事業等の進捗状況」を踏まえて、当該事業と今期新たに設定した目標指標との関連性を記載してください。

以下の留意事項を踏まえ、目標指標ごとに測定の時期、分析の方法について詳細に記載してください。参考指標についても同様です。

<目標指標の測定に関する留意事項>

・基本計画に記載した方法に従って測定することとし、調査地点や調査期間、集計方法等の測定方法について、基準値と実績値が同一の方法で測定されるようにしてください。

・国勢調査や経済センサス、商業統計等については、計測頻度が毎年ではないこと、また、調査から公表まで時間がかかることから、毎年のフォローアップが困難となります。これを補完する方法としては、住民基本台帳等の他のデータを活用することや、中心市街地に限定した独自調査を実施することなどが考えられます。

・事業実施により効果が得られる時期と目標指標の測定時期の整合性に留意してください。

数_____	等
○街なか居住の推進	
居住人口の社会増加数、市町村全体に占める中心市街地の居住人口の割合、居住人口_____	等
○経済活力の向上	
新規出店数、空き店舗数・率、小売販売額・サービス売上高、事業所数、従業者数_____	等
○公共交通の利便の増進	
バス等の利用者数_____	等

※いずれの目標指標も中心市街地に範囲を限定して測定する必要があります。

(b)目標値の設定

基本計画の事業等の実施が全体として中心市街地の活性化の実現に寄与するものであり、後述の4.～8.の各事業等の効果との整合性を踏まえながら、目標値を合理的な手法で算定してください。

なお、合理的な手法の例として、各事業効果値の積み上げによる設定方式と、トレンド等による積み上げに基づかない設定方式が考えられます。

積み上げによる設定方式は、空き店舗数や空き店舗率、新規出店数等といった比較的数値の小さい指標に有効と考えられ、また、積み上げに基づかない設定方式は複合的な要因に起因する歩行者通行量、居住人口、公共施設利用者数等といった比較的数値の大きい指標に有効と考えられます。

あくまでも、上記の2つの設定方式は一例であって、各市町村独自のその他の設定方式を妨げるものではありません。

(追加)

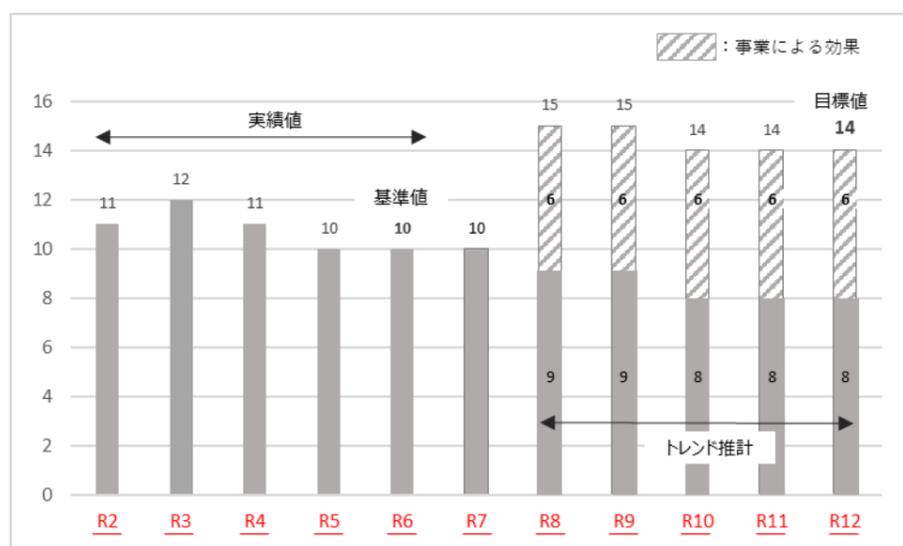
・歩行者通行量等の限定された日時で測定するような目標指標については、天候やイベントの有無に左右されるため、複数日に測定して平均値を算出することや予備日の設定など、毎年同じ条件下で測定されるようにしてください。

・満足度等の一義的には定量的な評価が難しい指標についても、定量的な評価ができるように測定してください。

○積み上げによる設定方式の例

<目標値設定の記載例：目標値が「新規出店数」の場合>

目標指標	基準値 (令和 6 年)	①推計値 (令和 12 年)	②事業による 増加数	③目標値 (令和 12 年)
新規出店数 (年間)	10 件	8 件	6 件	14 件



① 目標年度の推計値（事業を実施しなかった場合）

直近 5 年間の実績値に基づくトレンド推計

⇒8 件を推計値とする。

② 事業による効果

i 直接的に効果が見込まれる事業

ア 市街地再開発事業による効果

令和〇年 6 月に市街地再開発事業により商業施設に〇〇件の店舗が整備されることから、△△件の新規出店が見込まれる。

前期計画では施設の一部が完成し、今期計画では残りのエリアの整備を行い着実に完成させる。

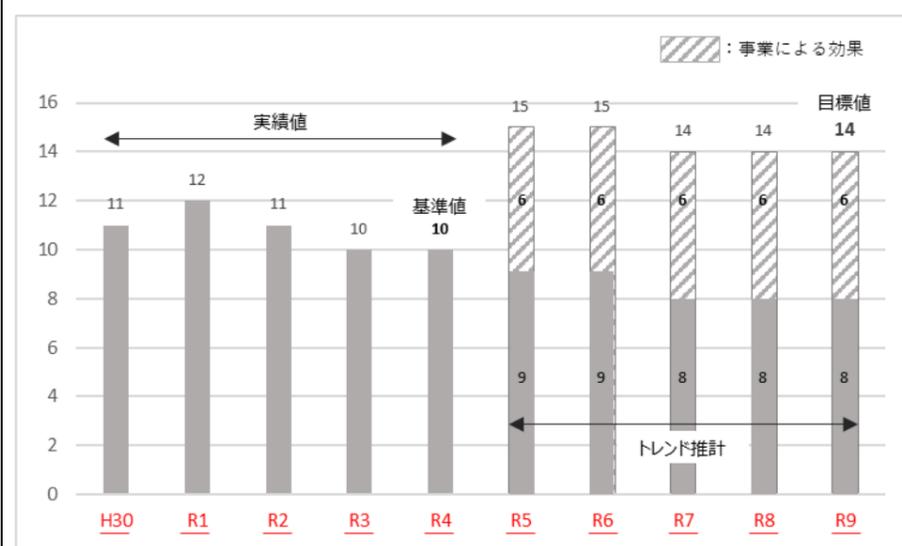
イ 空き店舗改修支援事業による効果

令和△年度から実施する空き店舗改修支援事業について、毎年〇〇件の利用が見込まれることから、5 年間で△△件の新規出店が見込まれる。

○積み上げによる設定方式の例

<目標値設定の記載例：目標値が「新規出店数」の場合>

目標指標	基準値 (令和 4 年)	①推計値 (令和 9 年)	②事業による 増加数	③目標値 (令和 9 年)
新規出店数 (年間)	10 件	8 件	6 件	14 件



① 目標年度の推計値（事業を実施しなかった場合）

直近 5 年間の実績値に基づくトレンド推計

⇒8 件を推計値とする。

② 事業による効果

ア 市街地再開発事業による効果

令和 6 年 6 月に市街地再開発事業により商業施設に〇〇件の店舗が整備されることから、△△件の新規出店が見込まれる。

イ 空き店舗改修支援事業による効果

令和 5 年度から実施する空き店舗改修支援事業について、毎年〇〇件の利用が見込まれることから、5 年間で△△件の新規出店が見込まれる。

前期計画では、〇〇件の実績があった。今期計画では、コーディネーターを配置し、さらなる掘り起こしを行っていく。

ウ 創業支援事業による効果

令和□年8月に創業支援センターを開設し、創業相談の実施、創業塾の開催、空き店舗の情報提供等により、毎年〇〇件の出店が見込まれることから、5年間で△△件の新規出店が見込まれる。

エ 事業効果の重複

ウ「創業支援事業」についてはア・イの事業においても活用されることが考えられる。ウによる新規出店のうち□□件について、ア・イによる新規出店と重複するものと見込まれる。

ii 間接的に効果が見込まれる事業（iiの効果はiに間接的に反映される）

- ・「空き店舗ツアー開催事業」において、空き店舗の見学ツアーを年〇回実施し、出店希望者が直接物件を見ることで出店意欲が高まり、新規出店が見込まれる。
- ・「商店街支援事業」において、商店街に対しイベント開催への補助を行い、年△回のイベント開催を通じて賑わいの創出を図ることで、商店街への新規出店が見込まれる。

※各事業の効果は、（なぜ〇〇、△△になるのか）算出根拠となる計算式等を記載することで、より具体性を増した見込みになると考えられます。また、間接的に効果が見込まれる事業においては、実施件数や開催件数といった定量的な数値とともに、目標指標にどのように寄与するか記載してください。

ア+イ+ウ-エ=6件

⇒6件の増加が見込まれる。

- ③ 「①目標値の推計値8件」+「②事業による効果6件」=14件
⇒目標値を14件とする。

○積み上げに基づかない設定方式の例

<目標値設定の記載例：目標値が「公共公益施設利用者数」の場合>

目標指標	①基準値 (令和6年)	②目標値 (令和12年)	③関連する 各事業
公共公益施設利用者数（年間）	47,818人	54,200人	

ウ 創業支援事業による効果

令和3年8月に創業支援センターを開設し、創業相談の実施、創業塾の開催、空き店舗の情報提供等により、毎年〇〇件の出店が見込まれることから、5年間で△△件の新規出店が見込まれる。

エ 事業効果の重複

ウ「創業支援事業」についてはア・イの事業においても活用されることが考えられる。ウによる新規出店のうち□□件について、ア・イによる新規出店と重複するものと見込まれる。

※各事業の効果は、（なぜ〇〇、△△になるのか）算出根拠となる計算式等を記載することで、より具体性を増した見込みになると考えられます。

ア+イ+ウ-エ=6件

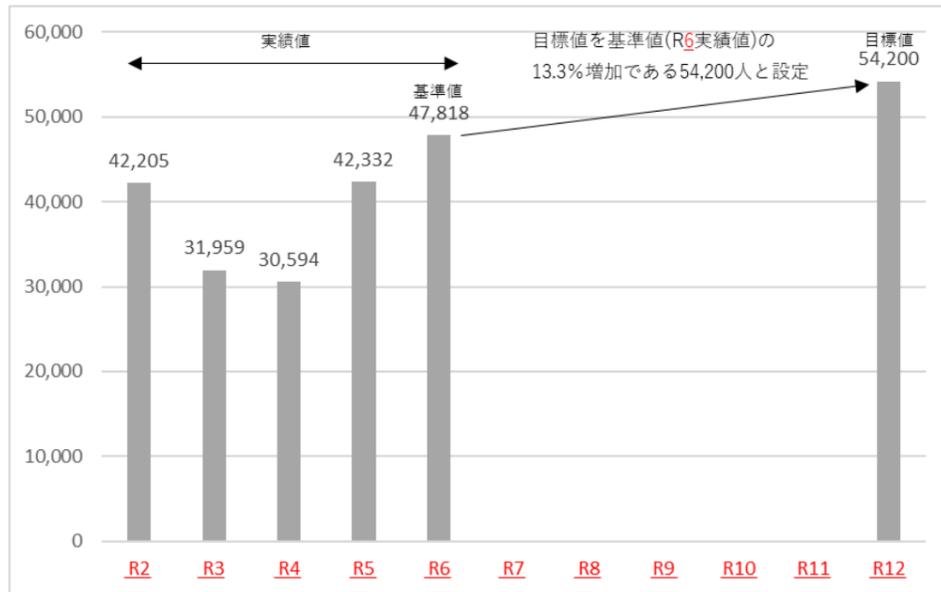
⇒6件の増加が見込まれる。

- ③ 「①目標値の推計値8件」+「②事業による効果6件」=14件
⇒目標値を14件とする。

○積み上げに基づかない設定方式の例

<目標値設定の記載例：目標値が「公共公益施設利用者数」の場合>

目標指標	①基準値 (令和5年)	②目標値 (令和11年)	③関連する 各事業
公共公益施設利用者数（年間）	47,818人	54,200人	



- ① R 6 年の実績値より⇒基準値を 47,818 人とする。
- ② R 2 年から R 6 年まで 5 カ年の増加率=13.3%
同様の増加率を目指し、基準値 13.3%増⇒目標値を 54,200 人とする。

③ 関連する各事業

ア 施設改築事業による効果

令和〇年6月から着工する施設改築事業について、施設の機能を拡充することによって、さらなる利用者数増加に寄与する。

イ 遊歩道整備事業による効果

令和△年7月から着工する施設前の遊歩道整備事業について、市民が気軽に散策することのできる空間を創出することにより中心市街地の回遊を促進し、施設利用者数の増加に寄与する。

ウ イベント開催支援事業による効果

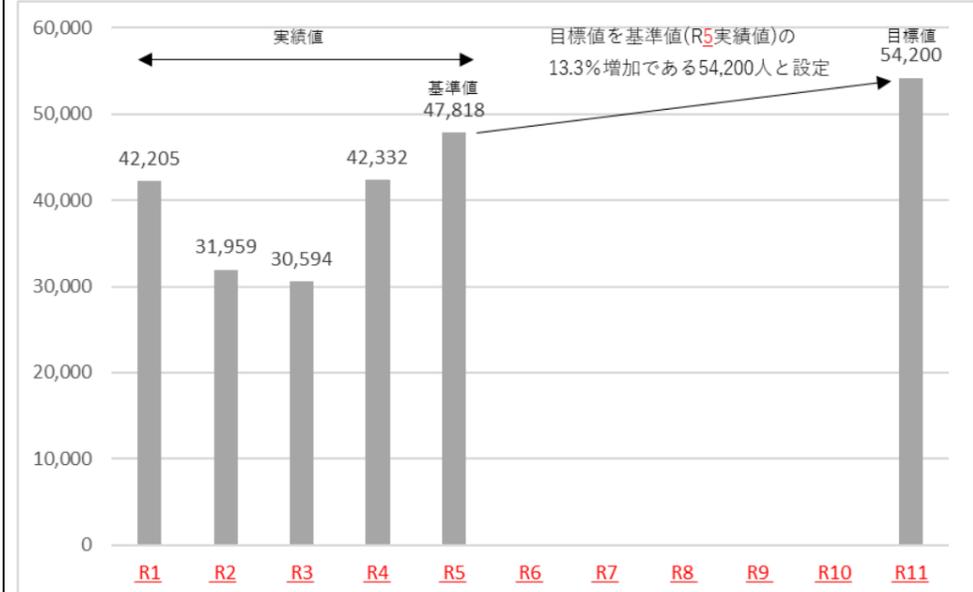
イベントの主催者への支援策を講じ、イベント開催数を増加させることにより、市民の中心市街地への来街を促進し、施設利用者数の増加に寄与する。

エ レンタサイクル事業による効果

前期計画から実施しているレンタサイクル事業を継続して実施し、中心市街地内のアクセシビリティ向上を図ることにより中心市街地内の回遊を促し、施設利用者数の増加に寄与する。

前期計画では、年間〇〇件の利用実績であったが、今期計画では、利用料金の見直しを行い、さらなる利用拡大へとつなげる。

※積み上げに基づかない設定方式の場合でも、目標値は増加率の根拠・裏付けとなる事業等、下記留意事項を踏まえて説明可能なものとしてください。



- ① R 5 年の実績値より⇒基準値を 47,818 人とする。
- ② R 1 年から R 5 年まで 5 カ年の増加率=13.3%
同様の増加率を目指し、基準値 13.3%増⇒目標値を 54,200 人とする。

③ 関連する各事業

ア 施設改築事業による効果

令和7年6月から着工する施設改築事業について、施設の機能を拡充することによって、さらなる利用者数増加に寄与する。

イ 遊歩道整備事業による効果

令和8年7月から着工する施設前の遊歩道整備事業について、市民が気軽に散策することのできる空間を創出することにより中心市街地の回遊を促進し、施設利用者数の増加に寄与する。

ウ イベント開催支援事業による効果

イベントの主催者への支援策を講じ、イベント開催数を増加させることにより、市民の中心市街地への来街を促進し、施設利用者数の増加に寄与する。

エ レンタサイクル事業による効果

前期計画から実施しているレンタサイクル事業を継続して実施し、中心市街地内のアクセシビリティ向上を図ることにより中心市街地内の回遊を促し、施設利用者数の増加に寄与する。

※

積み上げに基づかない設定方式は、上記のようなこれまでの増加率（トレンド）による設定方式のほか、総合計画等の上位計画の目標値を参照して設定する方法等が考えられます。
マニュアルに記載された方法だけにとらわれず、柔軟に目標値を設定してください。

<目標指標・目標値の設定に当たっての留意事項>

目標指標・目標値の設定に当たっては、SMART（Specific、Measurable、Achievable、Relevant、Time-bound）の考え方を参考に、以下の事項に留意して設定してください。

- ① 明確かつ具体的であること（Specific）
基本計画に記載された取組によって達成されるべき状態について、明確かつ具体的に記載するようにしてください。したがって、「地域経済の活性化」といった不明確な目標指標は避けるようにしてください。
- ② 測定可能であること（Measurable）
設定する目標指標は、原則、毎年フォローアップを行ない、かつ、計画期間内に達成されたかどうか判定することを前提に、毎年計測できる指標を設定してください。
また、計画期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、継続的な計測が可能な指標となるようにしてください。
- ③ 達成可能であること（Achievable）
明確な見通しの下で身の丈に合った目標とするとともに、関係者とも事前に十分な調整を行った上で記載するようにしてください。
- ④ 整合的であること（Relevant）
基本方針に掲げる「中心市街地の活性化の意義及び目標」や地方版総合戦略及び他の計画に掲げる基本目標等との整合性を勘案しつつ、設定する目標指標と基本計画の事業等との間で目的・手段関係が成立していることに留意してください。
- ⑤ 期限が明確であること（Time-bound）
各目標指標について、計画期間内に目標達成する旨を明確に記載してください。

(c)参考指標の設定 (略)

P26 ◇ 4から8までに掲げる事業一覧
この項目には、基本方針の第4章から第8章までに掲げる事業と各目標及び目標指標の関連性を記載します。様式第4に記載の要領に従い作成してください。

P26 ~ 4. ~ 8. (略)

P30 ◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
この項目は、基本方針の第4章から第8章までに掲げる事業等の実施箇所を地図上に記載します。様式第4に記載の要領に従い作成してください。

積算に基づかない設定方式は、上記のようなこれまでの増加率（トレンド）による設定方式のほか、総合計画等の上位計画の目標値を参照して設定する方法等が考えられます。
マニュアルに記載された方法だけにとらわれず、柔軟に目標値を設定してください。

<目標指標・目標値の設定に当たっての留意事項>

目標指標・目標値の設定に当たっては、SMART（Specific、Measurable、Achievable、Relevant、Time-bound）の考え方を参考に、以下の事項に留意して設定してください。

- ⑥ 明確かつ具体的であること（Specific）
基本計画に記載された取組によって達成されるべき状態について、明確かつ具体的に記載するようにしてください。したがって、「地域経済の活性化」といった不明確な目標指標は避けるようにしてください。
- ⑦ 測定可能であること（Measurable）
設定する目標指標は、原則、毎年フォローアップを行ない、かつ、計画期間内に達成されたかどうか判定することを前提に、毎年計測できる指標を設定してください。
また、計画期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、継続的な計測が可能な指標となるようにしてください。
- ⑧ 達成可能であること（Achievable）
明確な見通しの下で身の丈に合った目標とするとともに、関係者とも事前に十分な調整を行った上で記載するようにしてください。
- ⑨ 整合的であること（Relevant）
基本方針に掲げる「中心市街地の活性化の意義及び目標」や地方版総合戦略及び他の計画に掲げる基本目標等との整合性を勘案しつつ、設定する目標指標と基本計画の事業等との間で目的・手段関係が成立していることに留意してください。
- ⑩ 期限が明確であること（Time-bound）
各目標指標について、計画期間内に目標達成する旨を明確に記載してください。

(c)参考指標の設定 (略)

(追加)

P24 4. ~ 8. (略)

(追加)

<p>P30 9. ～11. (略)</p> <p>～</p> <p>P36 【参考資料】 (略)</p> <p>P38 IV. 認定申請手続</p> <p>P38 1. 認定申請に必要な書類</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)添付資料</p> <p>(a)中心市街地活性化基本計画のみの認定申請の場合</p> <p>添付資料については、一覧を作成し、まとめるようにしてください。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>①関係行政機関の長の同意に際して、提出が求められている書類等</p> <p>社会資本整備総合計画、大規模小売店舗立地法の特例に関する公示の写し等必要なデータを添付してください。</p>	<p>P28 9. ～11. (略)</p> <p>P33 【参考資料】 (略)</p> <p>P36 IV. 認定申請手続</p> <p>1. 認定申請に必要な書類</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)添付資料</p> <p>(a)中心市街地活性化基本計画のみの認定申請の場合</p> <p>添付資料については、一覧を作成し、まとめるようにしてください。</p> <p><u>①中心市街地の区域等を示す計画図</u></p> <p><u>基本計画様式の区域図等に加えて、以下の要領に従った計画図を添付してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・原則、縮尺1万分の1程度の地図を使用してください。</u> <u>なお、国土地理院刊行の縮尺1万分の1の地図がある場合はそれを使用してください。その場合、所要の区域が複数の同地図を要する場合は、切れ目なく貼り合わせたものとしてください。</u> <u>・当該地図に、中心市街地区域（区域の外周を赤い太線で示すこと）、基本計画に記載された事業等の行われる場所（4から8までの項目ごとに異なる色（黒、青及び赤以外の色）を用いること）を点・線・面で示してください。</u> <u>なお、色の使用については、別途個別の指示をする場合があります。主要な公共公益施設・商業施設の場所（公共公益施設については青い点・線・面、商業施設については赤い点・線・面で示すこと）等を示すことにより、事業等が一覧できるように図示してください。</u> <u>・事業等の実施箇所が中心市街地区域全体を対象とする場合など、特定の実施箇所を示すことができない場合は、別に一覧表で記載してください。</u> <u>・立地適正化計画が作成されている場合は、中心市街地区域と立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域を同一図に図示してください。</u> <p><u>②中心市街地の第1号要件に該当していることを示す書類（様式第4 2. [3] 関係）</u></p> <p><u>当該中心市街地における小売商業、各種事業所、公共公益施設の店舗数、施設数、床面積等の割合が、他の地域と比較して高いことがわかるよう、必要なデータ等を添付してください。</u></p> <p><u>加えて、当該中心市街地の商圈及び通勤圏の区域図、商圈人口及び通勤圏人口の推移がわかるデータがある場合には、それらも添付してください。</u></p> <p><u>③中心市街地の第2号要件に該当していることを示す書類（様式第4 2. [3] 関係）</u></p> <p><u>土地の利用状況や当該中心市街地における空き店舗数（又は率）、空き地面積の推移、事業者数や従業員数等の推移がわかるよう、必要なデータを添付してください。</u></p> <p><u>④中心市街地の第3号要件に該当していることを示す書類（様式第4 2. [3] 関係）</u></p> <p><u>⑤協議会等から聴取した意見（法第9条第6項、様式第4 9. [2] 関係）</u></p> <p><u>⑥関係行政機関の長の同意に際して、提出が求められている書類等</u></p> <p>社会資本整備総合計画、大規模小売店舗立地法の特例に関する公示の写し等必要なデータを添付してください。</p>
--	--

中心市街地活性化ソフト事業の支援措置（総務省）を活用する場合、事業実施場所と中心市街地活性化区域との位置関係を示す区域区分を「区域外」又は「区域内外」として記載する事業については、事業名と位置関係を示した図面を添付してください。

(削除)

②都市計画図

③コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化について、公表されている市町村の方針等（基本方針第10章及び第12章、様式第4-10. 及び11. 関係）

市町村マスタープラン、総合計画、立地適正化計画（策定している場合）、その他当該市町村の開発・まちづくりに関する公式に採択された、若しくは公的機関で審議中の計画その他の政策文書、条例等を添付してください。

④「客観的現状分析」「地域住民のニーズ等の客観的把握・分析」を申請市町村において行った際に使用した主な統計的なデータ（基本方針第9章2. ①、様式第4-9. [3] 関係）

⑤現在中心市街地の区域内に立地している公共公益施設について、その移転計画がある場合は、当該計画に関する資料（基本方針第10章、様式第4-10. 関係）

⑥その他必要な書類

(削除)

(b)～(d) (略)

P41 2. ～3. (略)

P42 V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等 (略)

P44 VI. 基本計画の認定と連携した支援措置等

1. 支援措置一覧

※ 国の支援措置を受ける場合は、内閣府地方創生推進事務局ホームページの中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルのページにあります「個別事業（4章～8章）の記載例」を参考に支援内容を記載して下さい。

(URL:http://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html)

(1) 法に定める特別の措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	国土交通省	4, 5, 6	50
2	路外駐車場についての都市公園の占有の特例（法第17条）	国土交通省	4	51
3	中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第18条、第19条）	国土交通省	4	52

中心市街地活性化ソフト事業の支援措置（総務省）を活用する場合、事業実施場所と中心市街地活性化区域との位置関係を示す区域区分を「区域外」又は「区域内外」として記載する事業については、事業名と位置関係を示した図面を添付してください。

⑦市町村の推進体制を示す書類（基本方針第9章1. (1)、様式第4-9. [1] 関係）

⑧協議会が組織されている場合のみ）協議会の規約、構成員一覧、議事の概要（法第9条第6項、基本方針第9章1. (2)、様式第4-9. [2] 関係）

⑨都市計画図

⑩コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化について、公表されている市町村の方針等（基本方針第10章及び第12章、様式第4-10. 及び11. 関係）

市町村マスタープラン、総合計画、立地適正化計画（策定している場合）、その他当該市町村の開発・まちづくりに関する公式に採択された、若しくは公的機関で審議中の計画その他の政策文書、条例等を添付してください。

⑪「客観的現状分析」「地域住民のニーズ等の客観的把握・分析」を申請市町村において行った際に使用した主な統計的なデータ（基本方針第9章2. ①、様式第4-9. [3] 関係）

⑫現在中心市街地の区域内に立地している公共公益施設について、その移転計画がある場合は、当該計画に関する資料（基本方針第10章、様式第4-10. 関係）

⑬その他必要な書類

中心市街地整備推進機構を指定したことが分かる資料（法第15条第1項第1号イに該当する場合）等、必要なものを添付してください。

(b)～(d) (略)

P40 2. ～3. (略)

P40 V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等 (略)

P43 VI. 基本計画の認定と連携した支援措置等

1. 支援措置一覧

※ 国の支援措置を受ける場合は、内閣府地方創生推進事務局ホームページの中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルのページにあります「個別事業（4章～8章）の記載例」を参考に支援内容を記載して下さい。

(URL:http://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html)

(1) 法に定める特別の措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	国土交通省	4, 5, 6	49
2	路外駐車場についての都市公園の占有の特例（法第17条）	国土交通省	4	50
3	中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第18条、第19条）	国土交通省	4	51

	条)			
4	中心市街地共同住宅供給事業（法第22条～第34条）	国土交通省	6	53
5	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第35条）	国土交通省	6	54
6	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第37条・第38条）	経済産業省	7	55
7	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定（法第42条）	経済産業省	7	56
8	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第44条）	経済産業省	7	57
9	中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）	経済産業省	7	58
10	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第7項、第48条）	経済産業省	7	59
11	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第8項、第48条）	経済産業省	7	61
12	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第7条第12項、第50条）	経済産業省	7	62
13	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項）	経済産業省	7	65
14	中小企業信用保険法の特例（法第53条）	経済産業省	7	66
15	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）	経済産業省	7	67
16	共通乗車船券（法第40条）	国土交通省	8	68
17	道路の占用の特例（法第41条）	国土交通省	8	69
18	都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第1号、第48条）	経済産業省	8	70
19	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第2号、第54条、第55条）	農林水産省	8	72
20	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第3号、第56条）	国土交通省	8	74
21	貨物運送効率化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第4号、第57条）	国土交通省	8	76

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	4, 5, 6, 7, 8	78
2	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	4, 5,	80

	条)			
4	中心市街地共同住宅供給事業（法第22条～第34条）	国土交通省	6	52
5	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第35条）	国土交通省	6	53
6	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第37条・第38条）	経済産業省	7	54
7	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定（法第42条）	経済産業省	7	55
8	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第44条）	経済産業省	7	56
9	中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）	経済産業省	7	57
10	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第7項、第48条）	経済産業省	7	58
11	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第8項、第48条）	経済産業省	7	60
12	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第7条第12項、第50条）	経済産業省	7	61
13	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項）	経済産業省	7	64
14	中小企業信用保険法の特例（法第53条）	経済産業省	7	65
15	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）	経済産業省	7	66
16	共通乗車船券（法第40条）	国土交通省	8	67
17	道路の占用の特例（法第41条）	国土交通省	8	68
18	都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第1号、第48条）	経済産業省	8	69
19	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第2号、第54条、第55条）	農林水産省	8	71
20	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第3号、第56条）	国土交通省	8	73
21	貨物運送効率化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第7条第10項第4号、第57条）	国土交通省	8	75

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	4, 5, 6, 7, 8	77
2	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	4, 5,	79

			6, 7, 8	
3	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	国土交通省	4	<u>81</u>
4	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	国土交通省	5	<u>82</u>
5	中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	経済産業省	7	<u>83</u>
6	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	7	<u>84</u>

②認定と連携した重点的な支援措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業） <u>（支援措置（3）21へ移設）</u>	国土交通省	4, 6	<u>85</u>
<u>2</u>	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	国土交通省	4, 6	86
<u>3</u>	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	4, 6	87
<u>4</u>	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	国土交通省	4, 6	88
<u>5</u>	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業） 防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）	国土交通省	4	89
<u>6</u>	社会資本整備総合交付金（港湾事業） 防災・安全交付金（港湾事業）	国土交通省	4	90
<u>7</u>	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	4	91
<u>8</u>	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業） 防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	国土交通省	4	92
	<u>（支援措置（3）22へ移設）</u>			
<u>9</u>	<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）</u>	内閣府	4, 5, 6, 7, 8	<u>93</u>

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

			6, 7, 8	
3	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	国土交通省	4	<u>80</u>
4	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	国土交通省	5	<u>81</u>
5	中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	経済産業省	7	<u>82</u>
6	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	7	<u>83</u>

②認定と連携した重点的な支援措置

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	国土交通省	4, 6	<u>84</u>
<u>2</u>	<u>社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</u> <u>防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）</u>	<u>国土交通省</u>	<u>4, 6</u>	<u>85</u>
<u>3</u>	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	国土交通省	4, 6	86
<u>4</u>	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	4, 6	87
<u>5</u>	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	国土交通省	4, 6	88
<u>6</u>	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業） 防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）	国土交通省	4	89
<u>7</u>	社会資本整備総合交付金（港湾事業） 防災・安全交付金（港湾事業）	国土交通省	4	90
<u>8</u>	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	4	91
<u>9</u>	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業） 防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	国土交通省	4	92
<u>10</u>	<u>社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）</u> <u>防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）</u>	<u>国土交通省</u>	<u>4</u>	<u>93</u>
<u>11</u>	<u>デジタル田園都市国家構想交付金</u>	内閣府	4, 5, 6, 7, 8	<u>94</u>

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

※以下の記載は例示です。基本計画に記載する事業で、かつ国の支援措置を活用する場合は、例示にない場合でも当該支援措置名を記載ください。

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	4, 5, 6, 7, 8	95
2	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 防災・安全交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	4, 5, 6, 7, 8	96
3	空き家対策総合支援事業	国土交通省	4, 6	97
4	まちなかウォークアブル推進事業	国土交通省	4, 7, 8	98
5	社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業） 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等	国土交通省	4, 8	99
6	社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）	国土交通省	4, 8	100
7	都市・地域交通戦略推進事業	国土交通省	4, 8	101
8	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	4	101
9	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	4	102
10	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	国土交通省	4	102
11	農村集落基盤再編・整備事業	農林水産省	4	103
12	地域用水環境整備事業	農林水産省	4	103
13	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業）	文部科学省	4	104
14	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（伝統的建造物群基盤強化事業）	文部科学省	4	104
15	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）	文部科学省	4	104
16	「低未利用土地権利設定等促進計画」制度	国土交通省	4	105
17	「立地誘導促進施設協定」制度	国土交通省	4	105
18	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	国土交通省	4	106
19	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	国土交通省	4	106
20	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） 防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業）	国土交通省	4	106
21	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	国土交通省	4, 6	107
22	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業） 防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	国土交通省	4	107
23	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	5	108

※以下の記載は例示です。基本計画に記載する事業で、かつ国の支援措置を活用する場合は、例示にない場合でも当該支援措置名を記載ください。

	支援措置名	所管府省庁	対応章	ページ
1	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	4, 5, 6, 7, 8	96
2	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 防災・安全交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	4, 5, 6, 7, 8	97
3	空き家対策総合支援事業	国土交通省	4, 6	98
4	まちなかウォークアブル推進事業	国土交通省	4, 7, 8	99
5	社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業） 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等	国土交通省	4, 8	100
6	社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）	国土交通省	4, 8	101
7	都市・地域交通戦略推進事業	国土交通省	4, 8	102
8	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	4	102
9	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	4	103
10	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	国土交通省	4	103
11	農村集落基盤再編・整備事業	農林水産省	4	104
12	地域用水環境整備事業	農林水産省	4	104
13	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	文部科学省	4	105
14	伝統的建造物群基盤強化 （追加）	文部科学省	4	105
15	「低未利用土地権利設定等促進計画」制度	国土交通省	4	106
16	「立地誘導促進施設協定」制度	国土交通省	4	106
17	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	国土交通省	4	107
18	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	国土交通省	4	107
19	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） 防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業）	国土交通省	4	107
	（支援措置(2)② 2より移設）			
	（支援措置(2)② 10より移設）			
20	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	5	108

24	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	5	108
25	就学前教育・保育施設整備交付金	こども家庭庁	5	109
26	保育対策総合支援事業費補助金	こども家庭庁	5	109
27	公立文教施設の整備	文部科学省	5	109
28	地域支援事業交付金 等	厚生労働省	6	110
29	地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）	こども家庭庁	6	110
30	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	経済産業省	7	111
31	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	経済産業省	7	112
32	食品流通拠点整備の推進	農林水産省	7	112
33	地域少子化対策重点推進交付金	こども家庭庁	7	113
34	地域再生エリアマネジメント負担金制度	内閣府	7	113
35	商店街活性化促進事業計画に基づく措置	内閣府	7	114
36	中心市街地・商店街等診断・サポート事業	経済産業省	7	114
37	中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業	経済産業省	7	115
38	中心市街地活性化協議会運営支援事業	経済産業省	7	116
39	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	8	117
40	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）	国土交通省	8	117
41	鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）	国土交通省	8	117
42	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	国土交通省	8	118
43	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	8	118
44	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	8	119
45	官民連携まちなか再生推進事業	国土交通省	8	119

P48

2. 支援措置内容（略）

21	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	5	108
22	就学前教育・保育施設整備交付金	こども家庭庁	5	109
23	保育対策総合支援事業費補助金	こども家庭庁	5	109
24	公立文教施設の整備	文部科学省	5	109
25	地域支援事業交付金 等	厚生労働省	6	110
26	地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）	こども家庭庁	6	110
27	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	経済産業省	7	111
28	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	経済産業省	7	112
29	食品流通拠点施設整備事業	農林水産省	7	112
30	地域少子化対策重点推進交付金	こども家庭庁	7	113
31	地域再生エリアマネジメント負担金制度	内閣府	7	113
32	商店街活性化促進事業計画に基づく措置	内閣府	7	114
33	中心市街地・商店街等診断・サポート事業	経済産業省	7	114
34	中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業	経済産業省	7	115
35	中心市街地活性化協議会運営支援事業	経済産業省	7	116
36	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	8	117
37	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）	国土交通省	8	117
38	鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）	国土交通省	8	117
39	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	国土交通省	8	118
40	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	8	118
41	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	8	119
42	官民連携まちなか再生推進事業	国土交通省	8	119

P47

2. 支援措置内容（略）